

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年11月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300240号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300058号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社、B社及びC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年8月26日から平成25年5月12日まで

請求期間に、事業主が同一のA社、B社又はC社に勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社、B社及びC社の三社について、A社の事業主は、同一の所在地の関連事業所である旨陳述しているところ、請求者に係る雇用保険の加入記録により、B社において、平成19年2月21日に資格を取得し、平成21年4月20日に離職した記録となっていることが確認できる上、A社において、平成21年4月21日に資格を取得し、平成23年9月15日に離職した記録となっていることが確認できる(請求者のC社に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。)ことから、請求者が、平成19年2月21日から平成21年4月20日まではB社において、平成21年4月21日から平成23年9月15日まではA社において、それぞれ勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、それぞれの事業所が厚生年金保険の適用を受けたのは、B社が平成21年7月2日、A社が平成25年10月1日であることが確認できるものの、C社については、厚生年金保険の適用を受けた記録は見当たらない。

また、上記事業主は、請求期間については、A社は厚生年金保険の適用を受ける前の期間であり、請求者を厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答しているほか、A社で勤務している者について、B社において厚生年金保険に加入させて、厚生年金保険料を控除するような取扱いはしていない旨回答している。

さらに、A社又はB社において、厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚は、会社から説明を受けて、途中から厚生年金保険に加入したとしており、厚生年金保険に加入する前の期間については、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたため、厚生年金保険料を給与

から控除されていなかったと思う旨陳述している。

一方、請求者から提出された年金手帳によると、請求期間については国民年金の被保険者であった旨記載されているところ、日本年金機構から提出された請求者の記録により、請求期間については、国民年金保険料の納付済期間であったことが確認できる（現在は、脱退一時金を支給された記録となっている。）上、D市から提出された国民健康保険の記録により、請求期間について、国民健康保険の加入期間となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険への加入等について、同僚等に照会したが請求者の主張を裏付ける陳述、回答及び資料を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。